

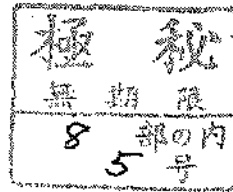
琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-2（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45930

名義
私藏
包保
作
成

大臣說明



佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明説明資料

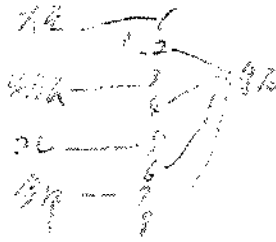
昭和四四・十・二八
衆議院
衆議院

一 一般的意見交換（第一項）

(1) この項においては、アジアの平和と繁栄のために日米兩國が協力してこれに貢献していくべきであるとの兩國首腦の所信が述べられている。

(2) アジアの「平和」のためといつても、これは、軍事面における協力をうたつたものではないことはいうまでもなく、主としてアジア諸國の經濟發展と民生安定のための兩國の協力を意味する。

(3) ここにいう「アジア」は、特に地理的に明確な地域をさしたるものではないが、前述の日米協力の目的に照らし、おおむね東



及び東南アジアの発展途上国を念頭に置いてゐる。

(4) 「総理大臣は、大統領の見解を多とし」というのは、米国のアジアに対する深い関心及びわが国とともにアジアの平和と繁榮に貢献してゐるとうとの姿勢を支持したとの意味である。

二 国際情勢に関する意見交換（第二項）

(1) この項は、国際情勢をかんずく極東情勢に関する両国首脳間の意見交換に言及し、総理大臣は、大統領が強調した極東の安全保障に対する米國政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価する旨の見解を示したことを明らかにしてゐる。

(2) ことにいう「防衛条約」とは、安全保障のために米國の集団的自衛権の行使を法的に組織化することを目的とした条約（具體的には、日米安保条約、米韓・米菲及び米比相互防衛条約）をさす。かかる条約上の義務を「米國が十分に果たしうる態勢

にあることが極東の平和と安全にとって重要である」旨を総理大臣が強調したのは、効果的な抑止力の維持の必要という一般の見地から、既存のコミットメントは必ず守るという米国の決意をいつでも実証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したものであり、また、「米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きさをささえとなつてゐる」との認識を述べたのは、同様抑止力の維持の必要の観点からこれをになうものとしての米軍の極東における存在一般の評価を述べたものである。あつて、いずれも、米軍の具体的な配備振り、装備振りについてのせひを論じたものでなく、後記の沖縄返還の懸念あるいは華前協議制の運用の問題とは直接関係がない（後同續答参照）。

け まお、ここで用いられている「極東」とは、安保条約にいう「極東」と同じ意味と解してさしつかえない。

三 地域別の情勢の検討（第三項）

(卯) この項は、第二項を教えんして、既に軍事的緊張又は紛争が存する朝鮮・台湾及びインドシナ半島の各地域の情勢に関する両国首脳の見解を記したものである。

(何) ここに示されている韓国及び台湾についての總理大臣の見解は、いずれも、現在のきびしい極東情勢の下において、わが国が、自国の安全との関連で、兩地域の安全を一般的にどのように認識しているかを明らかにしたものであり、これも、第二項同様、沖縄返還の懸念あるいは事前協議制の運用の問題とは直接関係がない。すなわち、この一般認識が具体的な事前協議があつた際の日本政府の是非の判断がなされる上において重要な要因となることは当然にありうることであるが、この項で論じているのは、このような事前協議制度との関連での、又は沖縄返還問題との関係での日本政府の特定の判断を示したものはなく、あくまでも、もつと広い見地から国際情勢に対する意

見交換として日本の安全との関連で両地域の問題を論じたものである。

(注)

たとえば、大統領が米華条約上の義務遵守の決意を述べ、これに対し、総理大臣が、「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」旨述べているのは、米華条約上の義務発動といつた事象をわが国としてどのように評価して事前協議に臨むかといつたことを論じたものではなく、いわんや米国による米華条約上の義務履行と事前協議を遂げる日米安保条約上の在日施設・区域の米国による使用とが直接、連動することを認めたものではない。前記のとおり事前協議の問題は本項の問題外であるが、かりに米華条約発動の事象となり、米国が同条約上の義務の履行のために在日施設・区域から戦時作戦行動を

発進させることを必要と認めるに至つても、現実にか
かる行動がとられるか否かは事前協議に対するわが国
の自主的判断いかんにかかるとであり、かつ、その
際、わが国の判断は米華条約の存在のゆえに行なわれ
るものではなくて、かかる行動を認めることがわが国
益、すなわち日本の安全確保に必要な否かの観点から
行なわれるものである。

㊦ 「朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力」とは、具体
的には、一九五〇年十月七日の総会決議三七六に基づき設置さ
れた国連朝鮮統一復興委員会及び一九五〇年六月二十七日及び
同年七月七日の安保理決議によつて設置され、一九五四年十二
月十一日の総会決議八一一により同地域の平和と安全の保全の
ために韓国に強留を認められている国連軍のことをいう。また、
「台湾地域」とは、米華条約に基づき米國が防衛義務を負つて

いる台湾及び澎湖諸島をさしている。

(4) 本項後段のウィエトナムに関するくだりは、沖縄返還予定時に至るも同地域における平和が実現していない場合には、返還延期がD-102の沖縄飛進許諾かの二者択一というのではなく、具体的にいかなる選択がありうるかは、その段階で両国政府が艦隊の情勢を十分考慮に入れつつ協議して判断すればよいとの意味である（疑問解答参照）。沖縄返還予定時に平和が実現していない場合の問題を取り上げたのは、実際上の見通しの問題は別として、現にパリ会議を通じて和平交渉を行なっている米國としては、ウィエトナムの問題に就ける以上、特定時点までに戦争を終結させる意図を示唆したものと解されるおそれのある公式声明を行ないうる立場になく、可能性の問題としては平和が実現してはいない事態を排除しえない事情による。「南ウィエトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を換

定する機会を確保するための米国の努力」とは、ヴィエトナムに対する米国の特定の形態の軍事行動を意味するものではなく、南ヴィエトナム人民の民族自決の権利が確保されるよう公正な和平の達成を期するといふ米国のヴィエトナムにおける行動の基本政策の実現のための努力一般をさすものである。和平が実現していない場合の日米間協議の主題としてかかる米国の努力に触れることとしたのは、右の基本政策はわが国としても従来より支持してきたところであつて、これに普及することには異論あるべき筋合ひでないのみならず、民族自決の基礎の上に築かれた公正な和平こそがヴィエトナムにおける真実の平和を回復し、政治的安定をもたらすゆえんと考えられるからにはかたらない。ただ、かかる米国の一般的努力が沖縄返還予定期間で具体的にいかにあるべきか、沖縄返還が米国の努力に具体的にいかなる影響を及ぼしうるか、影響ある場合にいかなる選択が

ありうるかという問題は、現在の時点で判断すべきことでなく、またとうてい判断しうる問題ではないので、これを将来の万一の場合の協議にゆだねたということである。

(4) なお、本項は、前記のとおり安保条約の実施問題とは直接関係のない部分であるが、ヴェトナムは安保条約にいう「極東」の統一見解上は、「極東」に含まれず、その周辺地域に該当するものである。ヴェトナム問題はアジアにおける現下の最大の問題の一であるから、両国首脳の見解交換においてこれが採り上げられることはいわば当然のことであり、第二項の「極東」における事態の論議を感え、心した朝鮮半島及び台湾地域の討論と並べて第三項でヴェトナム問題を採り上げたからといつて、統一見解上のヴェトナムの地位が変わるものではない。

四 安保条約堅持の意図表明（第四項）

(4) この項は、安保条約を堅持するとの兩國政府の意図を明らか

にしたものである。

もつとも、右は、安保条約上の廃棄権を制限するような法的な合意を行なつたということではなく、日米双方とも予見しうる将来安保条約を廢棄する意圖を有しない旨を兩國首腦の名において相互に表明し合つたという性質のものである（兼問兼答参照）。また、ここにいう「共通の認識」とは、國連の平和維持能力が不十分で、極東において緊張が続いているといつた現在の國際情勢の下では抑止力が必要である等の点についての双方の共通の認識をさしている。

例 兩國政府の「緊密な相互の接触」とは、特に新たなことを念頭に置いたものではなく、流動的な國際情勢の下において今後安保条約を堅持し、もつてわが國の安全の確保に万全を期していくには、日米間の十分な意思の疎通が従来にもまして望ましいとの見地から特にうたわれたにすぎない。この「接触」を通

じて、假定のケースについての事前協議に対する日本側の回答をあらかじめ打ち合わせておくというふうなことは全く考えられていない。(疑問解答参照)。

五 沖縄返還の時期(第五項)

(4) この項においては、両国政府の方針として、沖縄の返還を一九七二年中に実現することとし、そのための具体的取決め、すなわち返還協定締結のための交渉を直ちに開始することが合意された旨明らかになっている。

(5) 一九七二年という返還時期は、両国政府の政策上の見解・方針を示した本共同声明の性格上法的に確定したものであるが、現に施政権を有する米国政府の最高責任者たる大統領が総理大臣との会談の場において具体的な返還時期を明示した以上、米側の一方的事情でこの方針が変わることはありえない。返還の実現は、わが国においては国会の承認を要する返還協定の締結

なくしては實際上ありえないのであり、返還協定の交渉すら行なわれていない現段階で政府が米國政府との間に返還時期を確定する法的合意を行なうことはむしろ立法府の意思を尊重するゆえんでない。

(4) 「日米兩國共通の安全保障上の利益は沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうる」とは、安全保障上の利益をそこなりことなく沖縄の返還を取り決めることは可能であるとの判断がなされたとの趣旨にすぎず、返還協定の具体的な内容につきあらかじめ特定の判断を下したというものではない。このことは、全く同文の共同コミュニケに従い締結された小笠原返還協定が安保条約及び国連取極の範囲内で返還に伴う諸問題を処理した事例によく示されているところである。また、

「日本を含む極東の安全をそこなりことなく沖縄の日本への早期復帰を達成する」との表現は、沖縄の基地の態様について具

体的に触れたものではなく、沖繩における米軍の存在の一般的意義を評価し、現在の極東情勢の下では、返還後の沖繩に引き継ぎ米軍が駐留することがわが国の安全のためにも、極東全域の安全のためにも望ましいとの考え方を示したものである。「返還するための取決め」及び「具体的を取決め」とは返還協定交渉を通じて作成される合意文書を意味する。その具体的内容は交渉前の段階で判断の限りでないが、奄美、小笠原の返還協定が参考となる。いずれにせよ、現行安保条約及び関連取極がそのまま沖繩に適用されることについては第六項で意見の一致をみており、また、核については第七項でわが方主張どおり措置されることとなつていたので、この基本原則からはずれような内容の取極は考えられないところであり、前記の「安全保障上の利益は、、取決めにおいて満たしうる」とか「日本を含む極東の安全をそこなりことなく」とかの文言はこのことを修

正するものではありえない。

（白） 「立法府の必要を支持をえて、」との表現は、法律制を承認行為をも含む広い意味で、返還協定が立法府の了解・了承をえて締結されることを示したものであるが、これは、米軍に
おいて、返還協定の重要性にかんがみ、なんらかの形で、議会の了解を取り付けておく必要があるも、その具体的手続が決定して
いないとの事情によるものであり、わが方は、返還協定の締結に
ついては当然国会の承認を求めるとなる。

（納） 返還後の沖繩における米軍基地は、本土と同様に、すべて安保条約に基づく地位協定の手続に従い日米間の合意によつて使用を許されるのであつて、「米軍が、沖繩において両国共通の安全保衛上必要を軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持する」というのは、既存の米軍基地をそのまま既得権として存続することを認めたものではない。（以上いずれも露

開演者参照）

運返還の懸案（第六項）

この項は、沖繩がいわゆる「本土をみ」で返還されるべきことについて兩國首腦の意見が一致したことを明らかにしたものである。

すなわち、「施設輸返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用される」というのは、従来から政府が沖繩返還の懸案に関するわが國の基本的立場として主張してきた安保条約及び関連取決めをそのまま沖繩に適用するということと同じ意味であり、これを修正するような断たを國際約束を排除するものである。なお、「関連する諸取決め」とは、具体的には、安保条約とともに国会の承認をえた条約第六條の実施に関する交換公文、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定をさす。（以上いずれも疑問發答参照）

(4) 右に伴い、返還後の沖繩には事前協議制が全面的に適用され

ることとなるが、米側においては、その結果、米軍の行動が不当に制約され、米国の極東諸国防衛のための条約上の義務履行が不可能になるのではないかとの懸念があるべきことは当然考えられるところである。そこで、総理大臣は、日本の安全を十分に維持するためには極東の平和と安全が守られなくてはならず、したがって、わが国としては、域内諸国の安全に対しては当然重大な関心を持たざるをえないとの政府の認識を明らかにした上で、このような認識がある以上、事前協議制の全面適用という態様による沖縄返還が米国のコミットメントの効果的遂行と兩立しないはずはないかとのわが方の基本的見解を述べ、大統領がこれに同意したというのがこの項の第二文以下の見解である。「極東の諸国の安全は日本の重大な関心事である」というのは、前述のとおり、自國の安全保障という見地からはわが国として持たざるをえない基本的認識であり、さればこそ、政府は、従来から、わが國の安全に直接緊密な關係を

有する事態とをれば、戦闘作戦行動のための米軍による日本国内の施設・区域の使用を認むるとの立場をとつてきているのであるが、かかる懸念自体は、個々の具体的事態との関連での極東の安全と日本の安全とがすべて密接不可分な関係にあるというところまでをも意味したものではない。したがつて、沖縄の本土をみ返すは、「日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負つている國際義務の効果的遂行の妨げとなるよりなるものではない」との表現も、あくまでも、沖縄の本土をみ返すということ自体と米國の國際義務の効果的遂行という一般の必要との關係についての日本政府の肯定的見解を示したものであるが、これをもつて、今から個々の具体的事態を予想して、事前協議の際には、米國による國際義務の遂行のための具体的行動（核の持込みたると、戦闘作戦行動たるとを問わない。）を「妨げるよりなことはしない」との保証を与えたものと解するのは正し

くない。政府として事前協議の許諾をあらかじめ明らかにする立場にないことについては、米側も十分了解しているところである。(以上のいずれも極東交渉参照)

(イ) なお、沖縄返還に伴い、安保条約にいう「極東」の範囲が変るようなことはない(極東交渉参照)。

七 沖縄の「核抜き」返還(第七項、ただし未合意)

(1) この項においては、総理大臣が、わが国の非核三原則に基づき政策を詳述し、大統領が、この日本政府の政策に賛成するとともに、なきよう沖縄の返還を図る旨を確約したことが明らかにされておき、この結果、沖縄の「核抜き」返還が実現することとなる。

(2) 「核兵器の撤去」との言葉が用いられていないのは、単に表上の問題であり、これによつて実質が変わるものではない。

(3) 「事前協議制度に關するその立場を審することなく、」

とは、運送後の沖繩への接兵器の導入は、本土同様、事前協議の対象となるべきものである（条約上禁止されることとはをもちない）ことを米國政府として留保したとの意味であり、これによつて、わが方が「有事持込み」を認めるという保証を与えたことではまい（要開議答参照）。

八 財政經濟問題（第八項）

(ウ) この項は、沖繩の財政権返還に伴い兩國間に生ずべき具体的な財政・經濟上の諸問題の解決のため、直ちに話し合いが開始される旨を述べている。

(ウ) 「財政及び經濟上の諸問題」とは、具体的に、在沖繩米國資産の移転、通貨の交換、沖繩における米國企業の事業活動の取扱等をさし、詳細はまだ明らかではなないが、いずれにせよ、円滑な施設権の返還が実現されるためには、これらの問題の処理ぶりにつきまらかじめ日米間に合意をみていることが必要で

ある。ここでいう「話し合い」とは、当然返還協定交渉の一環をなすものであり、その結果は、必要を限り、返還協定中にとり込まれることとなる。

九 沖縄復帰準備（第九項）

(1) この項においては、沖縄の復帰準備に関連して両国政府間にかいてとられるべき若干の措置につき総理大臣と大統領との間に実質的合意をみたことが明らかにされている。

(2) 「沖縄に準備委員会を設けず」とした。「というのは、あくまでも両国政府の委員会設置の方針を示したにとどまり、具体的には、従来の諮問委員会を中止し、準備委員会を設けることについての両国政府間の取極の締結及び関係国内法の改正をまつて実現することとなる。

(3) なお、ここでいう「日米協議委員会」とは、昭和三九年四月二日付の交換公文に基づき設けられたいわゆる沖縄経済援助協

議委員会をさし、同委員会の機能は、昭和四〇年四月二日付の
交換公文で「琉球諸島に対する経済援助についてのみならず、
同諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本国及び合衆
国が協力することができ、その他の事項についても協議すること
とができるよりだ」に拡大されているが、共同声明にあるように、
複雑な事情に対する「全般的責任を負う」ためには、この面で同
委員会の機能を明確ならしめるための新たな日米間の合意が必
要と思われる。

極 秘
無 期 限
209 部の内
号

佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明説明資料

昭和四十四年十一月五日
条約局

一 共同声明の性格

本共同声明は、法的に両国政府を拘束するような国際約束を内容とする文書ではなく、日米双方の政策上の見解あるいは方針を両国最高首脳の名において記録にとどめたという性格のものである。

二 一般的意見交換（第一項）

(イ) この項においては、アジアの平和と繁栄のために日米両国が協力してこれに貢献していくべきであるとの両国首脳の所信が述べられている。

(ロ) アジアの「平和」のためといつても、これは、軍事面における協力をうたつたものではないことはいうまでもなく、主としてアジア諸国の経済発展と民生安定のための両国の協力を意味する。

(ハ) ここにいう「アジア」は、特に地理的に明確な地域をさしたるものではないが、前述の日米協力の目的に照らし、おおむね東

及び東南アジアの発展途上国を念頭に置いている。

(二) 「総理大臣は、大統領の見解を多とし」というのは、米国のアジアに対する深い関心及びわが国とともにアジアの平和と繁栄に貢献していることとの姿勢を支持したとの意味である。

三 国際情勢に関する意見交換（第二項）

(1) この項は、国際情勢をかんづく極東情勢に関する両国首脳間の意見交換に言及し、総理大臣は、大統領が強調した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価する旨の見解を示したことを明らかにしている。

(2) ここにいう「防衛条約」とは、安全保障のために米国の集団的自衛権の行使を法的に組織化することを目的とした条約（具体的には、日米安保条約、米韓・米華及び米比相互防衛条約）をさす。かかる条約上の義務を「米国が十分に果たしうる態勢

四

地域別の情勢の検討（第三項）

にあることが極東の平和と安全にとつて重要である旨を総理大臣が強調したのは、効果的な抑止力の維持の必要という一般の見地から、既存のコミットメントは必ず守るといふ米国の決意をいつでも実証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したものであり、また、「米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつてゐる」との認識を述べたのは、同様抑止力の維持の必要の観点からこれをになうものとしての米軍の極東における存在一般の評価を述べたものであつて、いずれも、米軍の具体的な配備振り、装備振りについてのぜひを論じたものでなく、後記の沖繩返還の態様あるいは事前協議制の運用の問題とは直接関係がない（擬問擬答参照）。

(イ) なお、ここで用いられている「極東」とは、安保条約にいう「極東」と同じ意味と解してさしつかえない。

(イ) この項は、第二項を敷衍して、現に軍事的緊張又は紛争が存する朝鮮・台湾及びインドシナ半島の各地域の情勢に関する両国首脳の見解を記したものである。

(ロ) ここに示されている韓国及び台湾についての総理大臣の見解は、いずれも、現在のきびしい極東情勢の下において、わが国が、自国の安全との関連で、両地域の安全を一般的にどのように認識しているかを明らかにしたものであり、これも、第二項同様、沖縄返還の態様あるいは事前協議制の運用の問題とは直接関係がない。すなわち、この一般的認識が具体的な事前協議があつた際の日本政府の諾否の判断がなされる上において重要な要因となることは当然にありうることであるが、この項で論じているのは、このような事前協議制度との関連での、又は沖縄返還問題との関係での日本政府の特定の判断を示したものでなく、あくまでも、もつと広い見地から国際情勢に対する意

見交換として日本の安全との関連で兩地域の問題を論じたものである。

(注)

たとえば、大統領が米華条約上の義務遵守の決意を述べ、これに対し、総理大臣が、「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」旨述べているのは、米華条約上の義務発動といつた事態をわが国としてどのように評価して事前協議に臨むかといつたことを論じたものではなく、いわんや米国による米華条約上の義務履行と事前協議を通ずる日米安保条約上の在日施設・区域の米国による使用とが直結、連動することを認めたものではない。前記のとおり事前協議の問題は本項の問題外であるが、かりに米華条約発動の事態となり、米国が同条約上の義務の履行のため在日施設・区域から戦闘作戦行動を

発進させることを必要と認めるに至つても、現実にか
かる行動がとられるか否かは事前協議に対するわが国
の自主的判断いかんにかかることであり、かつ、その
際のがわが国の判断は米華条約の存在のゆえに行なわれ
るものではなくて、かかる行動を認めることがわが国
益、すなわち日本の安全確保に必要なか否かの観点から
行なわれるものである。

(イ) 「朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力」とは、具体
的には、一九五〇年十月七日の総会決議三七六に基づき設置さ
れた国連朝鮮統一復興委員会及び一九五〇年六月二十七日及び
同年七月七日の安保理決議によつて設置され、一九五四年十二
月十一日の総会決議八一一により同地域の平和と安全の保全の
ために韓国に残留を認められている国連軍のことをいう。また、
「台湾地域」とは、米華条約に基づき米國が防衛義務を負つて

いる台湾及び澎湖諸島をさしている。

(二) 本項後段のヴィエトナムに関するくだりは、沖縄返還予定時に至るも同地域における平和が実現していない場合には、返還延期かB I 52の沖縄発進許諾かの二者択一というのではなく、具体的にいかなる選択がありうるかは、その段階で両国政府が諸般の情勢を十分考慮に入れつつ協議して判断すればよいとの意味である（要問擬答参照）。沖縄返還予定時に平和が実現していない場合の問題を取り上げたのは、実際上の見通しの問題は別として、現にパリ会談を通じて和平交渉を行なっている米國としては、ヴィエトナムの問題に触れる以上、特定時点までに戦争を終結させる意図を示唆したものと解されるおそれのある公式声明を行ないうる立場になく、可能性の問題としては平和が実現していない事態を排除しえない事情による。一南ヴィエトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決

定する機会を確保するための米国の努力」とは、ウイエットナムに対する米国の特定の形態の軍事行動を意味するものではなく、南ウイエットナム人民の民族自決の権利が確保されるような公正な和平の達成を期するという米国のウイエットナムにおける行動の基本政策の実現のための努力一般をさすものである。和平が実現していない場合の日米間協議の主題としてかかる米国の努力に触れることとしたのは、右の基本政策はわが国としても従来より支持してきたところであつて、これに言及することに異論あるべき筋合ひでないのみならず、民族自決の基礎の上に築かれた公正な和平こそがウイエットナムにおける真実の平和を回復し、政治的安定をもたらすゆえんと考えられるからにほかならない。ただ、かかる米国の一般的努力が沖縄返還予定時点で具体的にいかにあるべきか、沖縄返還が米国の努力に具体的にいかなる影響を及ぼしうるか、影響ある場合にいかなる選択が

ありうるかという問題は、現在の時点で判断すべきことでなく、またとうてい判断しうる問題ではないので、これを将来の万一の場合の協議にゆだねたということである。

(四) なお、本項は、前記のとおり安保条約の実施問題とは直接関係のない部分であるが、ヴェトナムは安保条約にいう「極東」の統一見解上は、「極東」に含まれず、その周辺地域に該当するものである。ヴェトナム問題はアジアにおける現下の最大の問題の一であるから、両国首脳の見見交換においてこれが採り上げられることはいわば当然のことであり、第二項の「極東」における事態の論議を敷衍した朝鮮半島及び台湾地域の討議と並べて第三項でヴェトナム問題を採り上げたからといって、統一見解上のヴェトナムの地位が変わるものではない。

五 安保条約堅持の意図表明（第四項）

9 (イ) この項は、安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らか

にしたものである。

もつとも、右は、安保条約上の廃棄権を制限するような法的な合意を行なつたということではなく、日米双方とも予見しうる将来安保条約を廃棄する意図を有しない旨を兩國首脳の名において相互に表明し合つたという性質のものである（擬問擬答参照）。また、ここにいう「共通の認識」とは、国連の平和維持能力が不十分で、極東において緊張が続いているといつた現在の国際情勢の下では抑止力が必要である等の点についての双方の共通の認識をさしている。

(四) 兩國政府の「緊密な相互の接触」とは、特に新たなことを念頭に置いたものではなく、流動的な国際情勢の下において今後安保条約を堅持し、もつてわが国の安全の確保に万全を期していくには、日米間の十分な意思の疎通が従来にもまして望ましいとの見地から特にうたわれたにすぎない。この「接触」を通

じて、仮定のケースについての事前協議に対する日本側の回答をあらかじめ打ち合わせておくというようなことは全く考えられていない。(擬問擬答参照)。

六 沖縄返還の時期(第五項)

(イ) この項においては、両国政府の方針として、沖縄の返還を一九七二年中に実現することとし、そのための具体的取決め、すなわち返還協定締結のための交渉を直ちに開始することが合意された旨明らかにされている。

(ロ) 一九七二年という返還時期は、両国政府の政策上の見解。方針を示した本共同声明の性格上法的に確定したものであるが、現に施政権を有する米國政府の最高責任者たる大統領が総理大臣との会談の場において具体的な返還時期を明示した以上、米側の一方的事情でこの方針が変わることはありえない。返還の実現は、わが国においては国会の承認を要する返還協定の締結

なくしては實際上ありえないのであり、返還協定の交渉すら行なわれていない現段階で政府が米國政府との間に返還時期を確定する法的合意を行なうことはむしろ立法府の意思を尊重するゆえんでない。

(六) 「日米兩國共通の安全保障上の利益は沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうる」とは、安全保障上の利益をそとなうことなく沖縄の返還を取り決めることは可能であるとの判断がなされたとの趣旨にすぎず、返還協定の具体的内容につきあらかじめ特定の判断を下したというものではない。このことは、全く同文の共同コミニケに従い締結された小笠原返還協定が安保条約及び~~國~~連取極の範囲内で返還に伴う諸問題を処理した事例によく示されているところである。また、「日本を含む極東の安全をそとなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成する」との表現は、沖縄の基地の様態について具

体的に触れたものではなく、沖縄における米軍の存在の一般的意義を評価し、現在の極東情勢の下では、返還後の沖縄に引き続き米軍が駐留することが国の安全のためにも、極東全域の安全のためにも望ましいとの考え方を示したものである。「返還するための取決め」及び「具体的な取決め」とは返還協定交渉を通じて作成される合意文書を意味する。その具体的内容は交渉前の段階で判断の限りでないが、奄美、小笠原の返還協定が参考となる。いずれにせよ、現行安保条約及び関連取極がそのまま沖縄に適用されることについては第六項で意見の一致をみており、また、核については第七項でわが方主張どおり措置されることとなつていたので、この基本原則からはずれような内容の取極は考えられないところであり、前記の「安全保障上の利益は、取決めにおいて満たしうる」とか「日本を含む極東の安全をそとなうことなく」とかの文言はこのことを修

正するものではありえない。

(三) 「立法府の必要な支持をえて、」との表現は、法律的な承認行為をも含む広い意味で、返還協定が立法府の了解・了承をえて締結されることを示したものであるが、これは、米側において、返還協定の重要性にかんがみ、なんらかの形で、議会の了承を取り付けておく必要があるも、その具体的手続が決定していないとの事情によるものであり、わが方は、返還協定の締結については当然国会の承認を求めるとなる。

(四) 返還後の沖縄における米軍基地は、本土と同様に、すべて安保条約に基づく地位協定の手続に従い日米間の合意によつて使用を許されるのであつて、「米國が、沖縄において兩國共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持する」というのは、既存の米軍基地をそのまま既得権として存続することを認めただけではない。(以上いずれも擬

問擬答参照)

七 沖繩返還の態様（第六項）

(イ) この項は、沖繩がいわゆる「本土なみ」で返還されるべきことについて両国首脳の見解が一致したことを明らかにしたものである。

すなわち、「防衛権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用される」というのは、従来から政府が沖繩返還の態様に関するわが国の基本的立場として主張してきた安保条約及び関連取決めをそのまま沖繩に適用するということと同じ意味であり、これを修正するような新たな国際約束を排除するものである。なお、「関連する諸取決め」とは、具体的には、安保条約とともに国会の承認をえた条約第六条の実施に関する交換公文、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定をさす。（以上いずれも擬問經答参照）

(ロ) 右に伴い、返還後の沖繩には事前協議制が全面的に適用され

ることとなるが、米例においては、その結果、米軍の行動が不当に糾結され、米國の極東諸自防衛のための衆議上の義務履行が不可能になるのではないかとの懸念があるべきことは当然若えられるところである。そこで、總理大臣は、日本の安全を十分に維持するためには極東の平和と安全が守られなくてはならず、したがつて、わが國としては、域内諸國の安全に対しては当然重大な關心を持たざるをえないとの政府の認識を明らかにした上で、このような認識がある以上、華前第2議案の全面適用、という懸念による沖縄返還が米國のコミットメントの効果的遂行と両立しないはずはないかとのわが方の基本的見解を述べ、大統領がこれに同意したというのがこの項の第二文以下の本旨である。「極東の諸國の安全は日本の重大な關心事項である」というのは、前述のとおり、自國の安全保障という見地からはわが國として持たざるをえない基本的認識であり、さればこそ、政府は、従来から、わが國の安全に直接緊密な關係を

有する事態となれば、戦闘作戦行動のための米軍による日本国内の施設。区域の使用を認めるとの立憲をとつてきているのであるが、かかる認識自体は、個個の具体的事態との関連での極東の安全と日本の安全とがすべて密接不可分な関係にあるということまでも意味したものではない。したがつて、沖縄の本土をみ返還は、「日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負つている国際義務の効果的遂行の妨げとなるよりなものでない」との表現も、あくまでも、沖縄の本土をみ返還ということ自体と米國の国際義務の効果的遂行という一時的必要との関係についての日本政府の肯定的見解を示したものであるが、これをもつて、今から個個の具体的事態を予想して、事前協議の際には、米國による国際義務の遂行のための具体的行動（核の持込みたると、戦闘作戦行動たるとを問わない。）を「妨げるよりなことはしない」との保証を与えたものと解するのは正し

くない。政府として事前協議の許諾をあらかじめ明らかにする立場にないことについては、米側も十分了解しているところである。(以上いずれも疑問解答参照)

(イ) なお、沖縄返還に伴い、安保条約にいう「極東」の範囲が変るようなことはない(疑問解答参照)。

八 沖縄の「核抜き」返還(第七項、ただし未合意)

(イ) この項においては、総理大臣が、わが国の非核三原則に基づき政策を詳述し、大分県が、この日本政府の政策に背ちするとなきよう沖縄の返還を図る旨を確約したことが明らかにされておき、この結果、沖縄の「核抜き」返還が実現することとなる。

(ロ) 「核兵器の撤去」との言葉が用いられていないのは、単に表題上の問題であり、これによつて実質が変るものではない。

(ハ) 「事前協議制度に関するその立場を言することなく、」

とは、返還後の沖繩への核兵器の導入は、本土同様、事前協議の対象となるべきものである（衆議上禁止されることとはならない）ことを米國政府として確保したとの意味であり、これによつて、わが方が「有事持込み」を認めるといふ保証を与えたことではない（要聞解答参照）。

九 財政經濟問題（第八項）

(1) この項は、沖繩の財政権返還に伴い西國間に在すべき具体的な財政。經濟上の諸問題の解決のため、直ちに話し合いが開始される旨を述べている。

(2) 「財政及び經濟上の諸問題」とは、具体的に、在沖繩米國資産の移転、通貨の交換、沖繩における米國企業の事業活動の取扱等をさし、詳細はまだ明らかではないが、いずれにせよ、円滑な施政權の返還が實現されるためには、これらの問題の是正ぶりにつきあらかじめ日米間に合意をみていることが必要で

ある。ここでいう「話し合い」とは、当然返還協定交渉の一環をなすものであり、その結果は、必要を限り、返還協定中にとり込まれることとなる。

十 沖繩復帰準備（第九項）

(イ) この項においては、沖繩の復帰準備に関連して両国政府間においてとられるべき若干の措置につき總理大臣と大統領との間に実質的合意をみたことが明らかになっている。

(ロ) 「沖繩に準備委員会を設けることとした。」というのは、あくまでも両国政府の委員会設置の方針を示したにとどまり、具体的には、従来の懸賞委員会を廃止し、準備委員会を設けることについての両国政府間の取極の締結及び関係国内法の改正をまつて実現することとなる。

(ハ) なお、ここでいう「日米協議委員会」とは、昭和三九年四月二日付の交渉公文に基づき設置されたいわゆる沖繩經濟援助協

該委員會をさし、同委員會の機能は、昭和四〇年四月二日付の
交換公文で「琉球諸島に対する経済援助についてのみならず、
同諸島の住民の安寧を引き続き向上させるため日本国及び合衆
国が協力することができ、その他の事項についても協議すること
とができるように」拡大されているが、共同声明にあるように、
復帰準備に対する「全体的責任を負う」ためには、この面で同
委員會の機能を明確ならしめるための新たな日米間の合意が必
要と思われる。

同封、御内親等 (I) 及び (II) を 明十五日 (E)

午前十時 白金公邸に於ける 打合会に出席

参下とい。(右 (I) 及び (II) は既に於座より退席し、整理に於て)

御内親等 (II) は、明朝打合会席上にて

出席しを了。

四二二四

4 委員長 1. 局長 村岡 總務官 了 了 了 (村岡 同)
2. 局長 田 總務官 了

15日 10時

自食会部

出席者

次官

森外務書記官

アメリカ局長

参考官

北平 | 課長

佐藤書記官

英約局長

参考官

英約課長

森書記官

渡辺書記官



取
り
の
手
続
き

共同声明に関する外務大臣

昭和四四、一一、三一

外務省北米第一課長

(全般)

この共同声明は、日米兩國共通の関心事に関する佐藤総理とニクソン大統領の会談内容を盛つたものでありますが、なんといつても沖縄の平和的返還という、世界史上稀な出来事についての基本的合意が特筆大書されるべき点であります。しかもこの返還が総理も述べたごとく交渉に当つての日本側の三つの基本原則たる、いわゆる七二年、核抜き、本土並みをすべて貰いた形で実現したことも、沖縄県民をはじめとする日本国民の強い支援と、日米兩國間の真の友好信頼関係の賜物であるとともに、これまたわが国

外交史上画期的な成果であります。今回の交渉を通じて米側は、

当然ながら主に沖縄基地の抑止力維持に強い関心を示し、特

に核については、ワシントンでの両首脳会談においてはじめて結

論ができたことは御承知のとおりです。日本側はこれに対し、日米

共通の利害をふまえて、^{米側の}わが国益の命ずるところに従い、米側

との意見の不一致点につき辛筆強く一つ一つ解決の努力を重ね、

真に自主的かつ、建設的に交渉いたしました。その結果、時を

同じうして貿易面において困難な懸案を抱えつつも、領土問題と

いういわば国家・民族の存立の基盤にもかかわる超重要事項につ

いて、^{米側は}多くも進歩がみられる成果を挙げえたことは、日米両国民の熱

い友好協力関係を背景にもつ双方の当事者のなみなみならぬ苦心

日米両国民の熱い友好協力関係を背景にもつ双方の当事者のなみなみならぬ苦心

のもたらしたものであります。かくて日米兩國最高首腦の名にお
いて、双方の政策上の見解と方針を記録にとどめたこの共同声明
が出来上り、これよりその内容を詳しく御説明いたしますが、一
口にいえば、さきほど申し述べた日本側の三基本原則を具体的に
敷衍したものであります。もとよりこの共同声明は、法的に兩國
政府を拘束するような国際約束を内容とするものではなく、これ

世今後交渉され、かつ、国会の承認を求めるとする予定の沖縄返還協
定によつて、詳細かつ、具體的に取決められて行きますが、こ
の共同声明に盛り込まれた事柄は、兩國最高首腦の考え方の一致点を
示すものとして最も強い政治的、道義的な力を持ち、どちらかの一
方的事情により軽々に変更することはできません。實際上全國民の

悲願の実現の軌道を敷きえたわが国と、不自然な沖縄の地位とのか
かわりを断ちえた米国とは、ともにうるところ多大であり、これに
より一九七〇年代に向つての日米関係は磐石の基礎の上におかれま
す。ともにメリットのあるこの共同声明の意義はきわめて大きいも
のであります。

三 (世界・アジアの平和と繁栄) 第一、(第二項)

これらの項は、共同声明全体の基調を示したもので、総理と大統領は、自由世界第一及び第二の経済的実力を持つ国同志によるわしく、スケール大きく、かつ、七〇年代への長期展望に立つた話し合いにより、緊密な日米関係を出発点として、特に国際緊張の緩和・世界及びアジアの経済発展・民生安定への貢献を通じて、平和と繁栄に向つて協力することを明らかにしたものであります。

特に総理は、歴代米大統領中最もアジア道であり、我が国への六
本日も足を運んだニクソン大統領が示したアジアへの深い関心と、
協力の姿勢とを高く評価したのであります。

三 (極東情勢についての意見交換―第三項)

この項は安保条約でいうところの極東の安定、換言すれば戦争の防止が、効果的な抑止力としての米軍の極東における存在によつて支えられているという、客観的事実に基づく現実に対する両首脳^のの考えを明らかにしたものである。すなわち、総理は大統領が強調した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価し、また効果的な抑止力の維持の必要という一般的見地から、米国が既存の防衛条約(日米安保条約・米韓・米菲・米比各条約をさす)上の義務を必ず守るという決意をいつても実証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したのである。以上はいず

れも米軍の艦隊における存在一般の評価を述べたもので、米軍の
具体的な配備ぶりとか装備ぶりについて論じたものでないことは
いうまでもない。また共同声明のあとの部分に出てくる沖繩返還
の様、あるいは事前協議制の運用の問題と直接関係がないこと
も同様であります。

四、（地域別の情勢の検討（第四項））

この項は第三項を敷衍して、現に軍事的緊張または紛争が存す
る朝鮮、台湾及びインドシナ半島の各地域の情勢に関する両首脳
の見解を記したものであります。韓国及び台湾についての総理の
見解は、現在の厳しい極東情勢の下において、我が国が
自国の安全との関連で、南地域の安全を一般的にどのように認識し

12と13のあいだ

してゐるかを明らかにしたもので、北の荒地から国境警備に対する意見交換として日本の安全との関連において西地域の問題を論

じたのであります。総理がすでに記者会見で述べたとおり、特に

韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これは当然わが国の安

全に重大な影響を及ぼすものであります。従つてこれに万が一の事態対処する

ための事前協議が行なわれれば、政府は右の一般的な認識を判断

重要な要因として、その態度を決定することが、日本の国益の最

も適合するものと考えられます。また、韓国とは必ずしも同じでは

ありませんが、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、幸

いにして現在予見されませんものの、これもわが国の安全にとつ

て重要な要素であり、わが国はこのことを十分認識しておく必要

Handwritten notes at the top of the page, including "LW" and "ヤ" (Ya).

Handwritten notes at the bottom of the page, including "上" (Up) and "下" (Down).

他の諸国に
事前に協議
すること
に御留意願
います。

ここで一つ
特に強調し
ておきたい
ことは、事
前協議にお
いて

府がとる
べき態度は
あくまで
わが国益、
すなわち、
日本の安全

確保に必要
か否かの判
断に立つて
行なわれる
ことで、米
韓、米華

条約等の存
在のゆえに
行なわれる
ものではない
、というこ
とです。

がありましよう。もとより国際緊張の緩和は日米両国の大きな自
的であり、共同声明にも両首脳が中共がより協調的・建設的な対
外態度をとることを期待する点で一致していることを記している

ここで一つ特に強調しておきたいことは、事前協議において
府がとるべき態度はあくまでわが国益、すなわち、日本の安全
確保に必要なか否かの判断に立つて行なわれることで、米韓・米華
条約等の存在のゆえに行なわれるものではない、という事です。

次に、アジアにおける現下の最大の問題の一つとして両首脳が
取り上げたグイエトナム問題については、両首脳とも、沖縄返還

✓

までに戦争が終結していることを強く希望し、総理としてもイン
ドシナの安寧と復興に果しうべき日本の役割りの探求に言及して
います。日本政府としては、米國が和平実現のため真剣な努力を
払つてゐる以上、北越側これに應ずる誠意がある限り、返還時
になつても平和が実現してゐないという事態は、實際問題として
まず起りえないものと考えます。しかしながら、現在和平交渉中
の米國としては、特定の時点までに戦争を必ず終結させると一方
的にコミットしうる立場になく、可能性の問題としては、平和が
実現してゐない事態を排除し、この事態は当然理解されます。よつて、万々
一このような事態となつた場合、返還延期か、52の沖繩発進を
断すかの二者択一といふことではなく、具体的な具体的ないかなる選択が

返還延期か、52の沖繩発進を断すかの二者択一といふことではなく、具体的ないかなる選択が

ありうるかは、その段階で両国政府が賭殺の情勢を十分考慮に入
れつつ協議して判断すればよい、というのが本項のこのくだりの
意味であります。南サイエナム人民の民族自決の権利が確保さ
れるよりの公正な和平の達成を期するといふ米国の基本政策は、
わが国も従来から支持してきたところであります。このための米
国の努力に対し沖縄返還が具体的にいかなる影響を及ぼしうるか、
影響ある場合にいかなる幾多の選択がありうるかは、現在の時点
では判定しうるわけには行かないので、これを将来の万一の場合
の協議 ^{（互進比準的）} 安保条約の沖縄適用以前なので同条約に基づく「事前協
議」ではない。に決めたのであります。 <sup>（安保条約の適用以前は、
事前協議の範囲内である）</sup>

以上の各地域についての意見交換を通じていりまでもないことと

なから、日本側としてはいわゆる「事前協議」に関する許諾
の予約」を全く行なつていないという当然のことを念のためつけ
加えさせていただきます。

（安保条約堅持の意図表明（第五項））

この項で両首脳は、わが国は「わが国は、極東の平和と安全の維持に大
きく貢献している安保条約の堅持」（挿言すれば）兩國政府は、とも
に予見しうる将来安保条約を廢棄する意図を有しない旨を相互
に表明し合つたのであります。これはもとより兩國それぞれの条
約の廢棄権を制限してゆく条約の有効期間を固定するがごとき法
的合意でないことは多言を要しません。また兩國政府が今後（とも
に）通常の外交経路や安全保障協議委員会（挿言）の場を通じて（相手から）

行なつてきた意思の疎通のための、緊密な相互の接触を続けて行くことと一致しましたが、これは今までと同様、流動的な国際情勢の下にわが国の安全の確保に万全を期するためであります。

六 (沖縄返還の時期―第六項)

この共同声明の一つの大きな柱ともいふべきこの項では、両首脳は両国政府の方針として、沖縄の返還を一九七二年中に実現することとし、そのための具体的取決め、すなわち、返還協定締結のための交渉を直ちに開始することに合意した旨明らかにされて
います。わが国においては、国会の承認を要する返還協定の締結
なくしては實際上返還の実現はありえず、締結交渉すら行なわれ

ていない現在、日米両政府が返還時期を確定する法的合意を行なう

ことば、国会尊重の立場に反するので、このように見地から本項
 の表現が採られたのでありませぬ。これに関連して、わが国と異な
 り米側は協定につき上院の承認を求めると否かが未定のため、「立
 法府の必要を支持をえて」との表現となりましたが、わが国にと
 つては国会の承認を意味することははっきりしています。いずれ
 にせよ米國政府の最高責任者たる大統領が、総理大臣との会談の
 場において具体的な返還時期を明示した以上、米側の一^方的事務
 でこの方針が変更することはありえませぬ。なお総理が述べたように、
 最少限の復旧準備期間を考慮すれば、七二年中の返還は、実質的に
 は「即時返還」と同じであります。

本項では、昭和四十二年の佐藤・ジョンソン共同声明のうち

経緯をいって
 七二年中の返還は、実質的に
 即時返還と同じであります
 佐藤・ジョンソン共同声明のうち
 本項では、昭和四十二年の佐藤・ジョンソン共同声明のうち

手

小笠原返還

は、小笠原

同、同

共同

な、同

他、同

同、同

同、同

小笠原返還に関する部分と同じ表現、「すなわち「日米両国の安全
 保障上の共通の利益は・・・」において「用いていま
 すが、これは小笠原の場合と同じく返還協定が安保条約及び関連
 取決め の 範囲内 で返還に伴う懸念を処理したことと全く同じ意
 味合いを有しています。また「・・・安全をそこなうことなく・
 ・」云々も、小笠原の例にならつており、返還後の沖縄に米軍
 が駐留することがわが国及び極東の安全のために望ましいとの考
 え方を一般的に示したものであります。のちに述べる通り、現行
 安保条約及び関連取決めがそのまま沖縄に適用され、核について
 はわが方主張どおり措置することとなつているので、返還協定も
 これらの原則に合致したものであるのは当然であります。

またれたの持する

防衛の下に持する

いかに、仲直り

印記する。早年を

の、今、

ハ、

い、

し、

同じく当然なことは、返還後わが国の領域に戻つた沖縄の局地

防衛が日本の責任に帰すること、政府は最善のベイスで最大に

これを実現して行く考えであります。また復帰後の沖縄における

米軍の施設、区域は、本土と同様に、すべて安保条約に基づく地

位協定の範囲に従ひ日米間の合意によつて使用を許されるのであ

り、既存の米軍基地がそのまま既得権として存続するのでな

とは自明の理であります。

七 (沖縄返還の態様一第七項)

この項もまた共同声明の中核部分の一つであり、沖縄の本土並

み返還につき両首脳の見解が一致したことを明らかにしたもので

あります。これによつて現行安保条約及び関連取決め(注)はそ

この項もまた共同声明の中核部分の一つであり、沖縄の本土並み返還につき両首脳の見解が一致したことを明らかにしたものであります。これによつて現行安保条約及び関連取決め(注)はそ

のままなんの特別取決めなしに沖縄に適用されるといふ、わが国
の基本的立場を米国が受入れたことがはつきりしました。かくし
て返還後の沖縄に事前協議制が全面的に適用されませんが、この結

果米軍の行動が不当に制約され、米国の極東国防衛のための条
約上の義務履行が不可能になるわけではなく、これは総理が極東

諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明

らかにした上で、本土並みの態様による沖縄の返還が、米国の食

っている国際義務の效果的遂行の妨げとならない旨見解を表明し

大統領が同意見の旨述べられていることに示されています。このこと

は当然ながら個々の具体的事案につき事前協議の際の許諾をあら

かじめ保証したことにほなりません、日本がそのよりの立場にない

手続あり

下書きあり

手続あり

このように
米軍の行動が
不当に制約され
米国の極東国防衛
のための条約上の
義務履行が不可能
になるわけでは
なく、これは総理
が極東諸国の安全
は日本の重大な関
心事であるとの日
本政府の認識を明
らかにした上で、
本土並みの態様
による沖縄の返還
が、米国の食って
いる国際義務の
效果的遂行の妨
げとならない旨
見解を表明し、
大統領が同意見
の旨述べられて
いることに示さ
れています。この
ことは当然なら
ず、個々の具体
的事案につき前
協議の際の許諾
をあらかじめ保
証したことにほ
なりません、日
本がそのよりの
立場にないこと
は当然ながら、
手続あり

甘地の標榜

に打撃する立場

また甘地の標榜

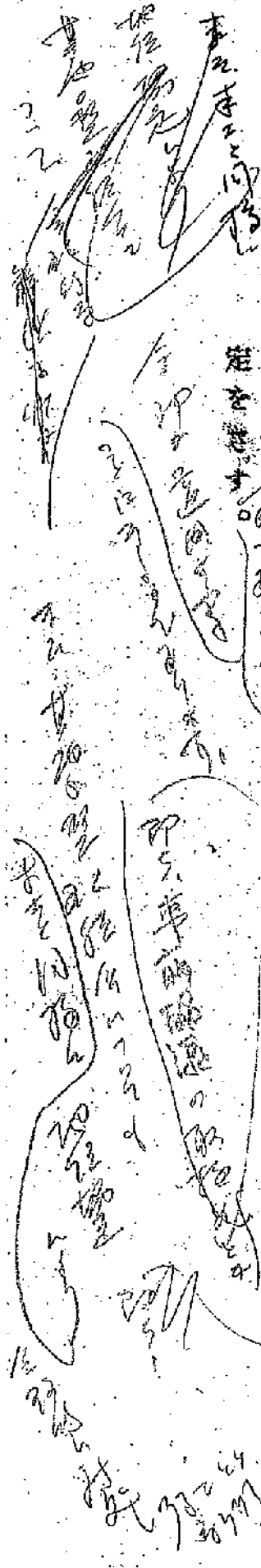
経済も改定協定の

ことは、案も十分了解してゐるところであります。

なお、地位協定の適用により、沖縄の米軍は本土と全く同様の立場におかれ、沖縄の基地問題及びいわゆる人権問題等はこめり解決の可能性を与えられ、本土と同様に沖縄県民の権利が十二分に守られることと相成りなすものと見られます。

以上を通じて、沖縄の返還は全面的かつ、無条件であることが明らかであります。

沖縄基地の返還 関連取決めとは、安保条約とともに国会の承認をえぬ条約第六条の実施に関する交換公文、吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文、相互防衛援助協定に関する交換公文及び地位協定を指す。



八 (核問題―第八項)

この項も共同声明の柱の一つであつて、総理がおが国の非核三原則に基づき政策を詳しく述べ、大統領がこの日本政府の政策に背馳することないよう沖縄の返還を図る旨を確約し、この結果、沖縄の核抜き返還が明らかになされたものであります。「核兵器の撤去」との言葉が用いられていないのは、単に表現上の問題であり、実質については米国防政府の最高責任者である大統領の「確約」であるからには、これ以上の明確な保証はないのである。この点米國にとつてきわめて高度の政治的判断を要した問題で、現に総理を迎えてエクスロン大統領が自ら決断して、わが国の強い要望を受諾したものである。従つて返還後の沖縄にひそかに核兵器を存置

多岐見
東洋
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

しておくといふ可いおゆる「核隠し」などは到底問題となりえな
いことは、私から事新しく申上げるまでもありません。なお、事
前協議制度のもとでは、核兵器の日本（本土及び返還後の沖縄）
への導入は、日本政府は 非核三原則により、こ
れを断るといふ方針をとつています。従つて事前協議の対象とな
るべき性質の問題であることは変らず、米政府の立場としてこ
れを確証したのが、「事前協議制度に関するその立場を害するこ
となく」との表現であつて、これによつてわが方が「有事持込み」
を認めるという保証を与えたものでないことは論をまたないこと
であります。

多岐見
東洋
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

九 (財政経済問題 - 第九項)

この項は、沖縄の返還に伴い現地米商賣の対自移管、通貨の交換、現地米商賣の事業活動の取扱等をさし、詳細はまだ明らかでないが、円滑な施政権の返還の実現のため、返還協定交渉の一環として日米間で具体的に話し合われることとなる旨を明ら

かしてあります。
返還協定交渉の一環として日米間で具体的に話し合われることとなる旨を明らかにしてあります。

(復帰準備 - 第一〇項)

戦後四半世紀にわたって法律、政治、経済、社会等あらゆる分野で日本本土と異なつた階級制度のもとにおかれた沖縄の復帰に当つて、県民の生活に無用の摩擦と混乱を起さぬことは最も大切であります。このためすでに政府は格差是正を含む一体化政策に

返還協定交渉の一環として日米間で具体的に話し合われることとなる旨を明ら

返還協定交渉の一環として日米間で具体的に話し合われることとなる旨を明ら

仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備
仲紀 準備
予一属し 準備

より多くの措置をとつてまいりましたが、いよいよ復帰が実現するとの段階においては、一層周到、かつ、十分にその準備を進め、万全を期すとともに、沖縄県民の民生福祉の一層の増進につとむべきであることは当然であります。このため両首脳は準備作業に当つて、日米両国が緊密に協議し協力することにより一致し、東京の既存の日米協議委員会がその全般的責任を負うとともに、現地において新たに準備委員会を設置することに合意しました。この委員会は従来の日米琉諮問委員会と異なり、日米両政府の現地での最高級代表者たる大使級の代表及び高等弁務官をもつて構成され、かつ、全く対等に協議、調整をすることとなりますが、沖縄県民の意思が十分に反映されるため、琉球政府行政主席が顧問として参

同政府の...

その...

他の...

地位協定の適用、法律、経済、財政、その他あらゆる制度の本土

との統一化等々万般にわたつての準備を含みますが、政府は、こ

の間施政権者たる米國と十分に意思を疎通しつつ、政府の現地の

出先が琉球政府、その他沖縄県民側と協力して、総理のいう「豊

かな沖縄県道り」の基礎として行けるようにする所存であります。

（沖縄返還の意義）

特に説明を要せず。

加いたします。政府はこの委員会がなるべく早く発足し不活動で

きるよう、その権限等の具体的事項を含め、必要な国内及び外交

上の手続をとるつもりであります。準備作業は沖縄県廳の再建、

その他中央、地方行政の整備、基礎、人権問題解決を可能にする

地位協定の適用、法律、経済、財政、その他あらゆる制度の本土

との統一化等々万般にわたつての準備を含みますが、政府は、こ

の間施政権者たる米國と十分に意思を疎通しつつ、政府の現地の

出先が琉球政府、その他沖縄県民側と協力して、総理のいう「豊

かな沖縄県道り」の基礎として行けるようにする所存であります。

（沖縄返還の意義）

特に説明を要せず。

...

...

一三 (経済) 第一二項)

この項では、日米間の大きな問題となつてゐる貿易の自由化と繊維の対米輸出についての両首脳の見え方が記されてゐます。これをその背景を含めて、少しく詳細に申し上げますと次のようになります。

(一) 日米貿易は、昨年は海洋をはさんだ二国間貿易としては史上最大の七〇億ドルに達し、資本と技術の交流も増大してゐるが、このような日米経済関係の成長と緊密化が留意された。

(二) また、米国と日本は国民総生産において自由世界の一位と二位を占めてゐることに象徴されるように、両国は世界経済において重要な地位を占めており、このことから国際貿易通貨体制

の強化に關する双方の責任が確認された。(我が国としても、
經濟大國の責任を果さねばならない。)

白 米國のインフレ抑制の決意が再確認された。この点は國際貿
易通貨體制の強化との関連において強調されていることが注目
される。

例 米國の自由貿易堅持の姿勢が再確認されたことは喜ばしい。こ
のことはとりもなおさず、米國という広大な市場の確保を意味
するが、その意義はこれにとどまらない。すなわち、戦後の自
由、かつ、開放された國際經濟體制を創設し、この體制を維持、
強化して行く上で常に原動力となつてきた米國が自由貿易政策
を今後とも維持することを明らかにしたことは、世界經濟の發

展にとつても、わが国経済の拡大にとつてもきわめて重要なことである。

田 わが国は従来から貿易及び資本の自由化を推進してきているが、国際社会の一員としての責任を果たすとの観点からも、今後ともこの努力を続けて行くとの決意が表明された。貿易の自由化については、去る十月の関係閣僚協議会の決定が再確認された。

内 繊維問題は本年五月のスタンス商務長官の来日以来、日米間において大きな問題となつていたが、目下ジ・ネーヴで行なわれている日米予備会合が両国間の理解増進に寄与し、日米経済関係における困難な問題の解決への端緒がつかまれることへの期待が表明された。

一三〇 (援助問題(第一三項))

この項で、両首脳は、開発途上国の経済開発は、先進国と開発途上国との共同の努力により進められるべきものであつて、いわゆる南北問題の解決なしには国際平和と安定はありえない。日米両国ともこのいふ共通の認識に立つて、開発援助に取り組もうといふことで、まず意見が一致しました。

さらにアジアに対して、わが国経済の成長に際し、経済援助の量を拡大し、その内容を改善して行く意向であることを政府として後述で繰返して述べているところでありますが、総理はこのようなわが国の意向を大統領に対し、あらためて表明したわけであり
ます。

他方、大統領は、米國としてもこれまでアジアに対しては積極的
的に援助を行なつてきたが、今後ともこれを続けて行く考えである
ことを確認し、今後とも兩國がアジアの經濟開發をできるだけ助
けて行くことになりました。

一四 (宇宙協力―第一四項)

總理は目下行なわれているアポロ十二号の壮舉につきお祝いと
成功への期待を述べるとともに、科学の新しい分野であると同時に
國際協力の重要な新分野となりつつある平和目的のための宇宙
開發について、國際協力の推進は世界平和の推進につながるもの
であるとの共通の認識に基づき、大統領と意見の一致をみたので
あります。

日米宇宙協力協定は、直接的にはわが国の宇宙開発計画の実施を容易にすることを目的にしますが、これにとどまらず、このよりな積極的な面における日米間の協力が行なわれることにより、日米友好関係を一層増進することに意義があります。

一五 (軍縮) 第一五項

「軍備管理」とは、軍備の質、量、開発、展開、行使などを含む軍備政策になんらかの規制を行なうことであり、核実験の禁止とか核兵器の海底設置禁止がその中に入り、「軍拡競争の抑制」とは軍拡のスピードを相互に落^とそりというもので、米ソのヘルシンキ交渉はこれに入ります。わが国としても、この交渉の成功を強く望んでいますが、単なる軍備制限では満足できず、全面完

全軍縮、すなわち各国の軍備全廃、を目標として、効果的な軍縮措置（たとえば化学細菌兵器の禁止、核兵器の制限）を進めることに強い関心を持っている旨総理が述べたのであります。

裁
極
巻
5
号
の
内
ノ
号

5/2
5/3
佐藤瑋行

共同声明に關する外務大臣談話

昭和四四、一一、二一

一 (全般)

この共同声明は、日米兩國共通の關心事に関する佐藤総理とクソン大統領の会談内容を盛つたものでありますが、なんといつても沖繩の平和的返還という、世界史上稀な出来事についての基本的合意が特筆大書されるべき点であります。しかもこの返還が総理も述べたごとく交渉に當つての日本側の三つの基本原則たる、いわゆる「七二年、核抜き、本土並み」をすべて買いた形で実現したことも、沖縄県民をはじめとする日本国民の強い支援助と、日米兩國間の強い友好信頼關係の賜物であるとともに、わが国外交史上画期的な意義をもつております。今回の交渉を通じて米側は当然ながら主に沖繩基地の抑止力維持に強い關心を示し、特に核については、ワシントンでの両首脳会談においてはじめて結論が

でたことは御承知のとおりであります。日米双方の当事者は兩國
共通の利害をよまえてつづ、夫々の國益の命するところに従い、辛
難く一つ一つ問題解決の努力を盡ね、誠意をもつて交渉して参
りました。その結果、時を同じうして貿易經濟圏において困難な
懸案を抱えつつも、領土問題といひわは國家・民族の存立の基
礎にもかかわる超重要事項について、日米双方の満足する成果を
挙げたのであります。かくて日米兩國最高首腦の名において、
双方の政策上の見解と方針を記述にとどめたこの共同声明が出来
上りました。その内容については以下に詳しく御説明いたします
か、一口に言えば、さきほど申し述べた日本側の三つの基本原則
を具體的に敷衍したものであります。もとよりこの共同声明は、
法的に兩國政府を拘束するような國際約束を内容とするものでは
なく、今後交渉され、かつ、國會の承認を求めるとするの沖繩返還
協定によつて、法的に、かつ、最終的に取決められて行きますが、

この共同声明に盛り込まれた事柄は、兩國最高首脳の考え方の一致点を示すものとして最も強い政治的、道徳的モラルな力を持ち、どちらかの一方的事情により軽々に変更することはできません。英米上金國民の懇願の實現の軌道を敷きえたわが國と、不自然な沖繩の地位とのかかわりを断ちえた米國とは、ともに成りるところ多大であり、これにより一九七〇年代に向つての日米關係は磐石の基礎の上に
おかれます。ともにメリットのあるこの共同声明の意義はきわめて大きいものであります。

三 (世界・アジアの平和と繁栄―第一、二種)

これらの項は、共同声明全体の基調を示したもので、総理と大統領は、自由世界第一及び第二の経済的実力を持つ国同志にふさわしく、スケール大きく、かつ、七〇年代への長期展望に立つた話し合いにより、緊密な日米関係を出発点として、特に国際繁栄の緩和・世界及びアジアの経済発展・民生安定への貢献を遂げ、平和と繁栄に向つて協力することを明らかにしたものであります。

三 (極東情勢についての意見交換―第三項)

この項は安保条約でいうところの極東の安定、換言すれば戦争防止が、効果的な抑止力としての米軍の極東における存在によつて支えられているという、客観的事実に基づく現実に対する両首腦の考えを明らかにしたものであります。すなわち、総理は大統領が演説した極東の安全保障に対する米政府の基本的姿勢を支持しつつ、抑止力としての米軍の極東における存在を積極的に評価し、また効果的な抑止力の維持の必要という一般の見地から、米軍が既存の防衛条約上の義務を、必ず守るといふ決意をいつても裏証しうるような態勢にあることが望ましいとの考え方を示したのであります。以上はいずれも米軍の極東における存在一般の評価を述べたもので、米軍の具体的な配備ぶりとか設備ぶりについて論じたものでないことはいうまでもありません。また共同声明のあとの部分に出てくる沖縄返還の態様、あるいは事前協議機の使用の問題と直接関係がないことも同様であります。

一 地域別の情勢の検討（第四項）

この項は第三項を敷衍して、現に軍事的緊張または紛争が存する朝鮮、台湾及びインドシナ半島の各地域の情勢に関する両首脳の見解を記したものであります。韓国及び台湾についての総理の見解は、現在の極東情勢の下において、我が国が韓国及び台湾の安全を、日本の安全確保との関連で、一般的にどのように認識しているかを明らかにしたものであります。総理がすでに記者会見で述べたとおり、特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これは当然わが國の安全に重大な影響を及ぼすものであります。従つて万一かかる事態が起つた際、これに対処するため、假に米國より安保条約上の事前協議が行なわれれば、政府はこの一般的認識を判断の重要な要因として、その態度を決定することは、もとより國益上当然のものと考えられます。また、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、幸いにして現在予見されませんが、

このこと、これもわが國の安全にとつて重要な要素であり、わが國はこのことを十分認識しておく必要がありました。もとより國際緊張の緩和は日米兩國の大きな目的であり、共同声明にも両首脳が中共がより協力的・建設的な対外態度をとることを期待する点で一致していることを記していることに御留意願います。

ここで一つ特に強調しておきたいことは、事前協議において政府がとるべき態度の決定は、あくまでわが國益、すなわち、日本の安全確保に必要な否かの判断に立つて行なわれることで、米國が他國と結んでいる防衛上の義務のゆえに当然に行なわれるものではない、という事です。共同声明の表現もまさにかかる見地に立つているものであります。

次に、アジアにおける現下の最大の問題の一つとして両首脳が取り上げたワイエトナム問題については、両首脳とも、沖繩返還までに戦争が終結していることを強く希望し、総理としてもイン

ドシナの安定と復興に乗りこむべき日本の役割りの探求に言及して
います。日本政府としては、米國が和平実現のため真鍮な努力を
払つてゐる以上、北越側にこれに匹する誠意がある限り、返還時
になつても平和が実現してゐないという事態は、突發問題として
まず起りえないものと考えます。しかしながら、現在和平交渉中
の米國としては、特定の時点までに戦争を必ず終結させると一方
的にコミットしうる立場になく、可能性の問題としては、平和が
実現してゐない事態を排除しえない事情も当然理解されます。よ
つて、万々一このよりの事態となつた場合、具体的にいかなる選
択がありうるかは、その段階で兩國政府が情報の優勢を十分考慮
に入れたつち協議して判断すればよい、というのが本項のこのくだ
りの意味であります。南ヴァイエトナム人民の民族自決の権利が確
保されるよりの公正な和平の達成を期するといふ米國の基本政策
は、わが國も従来から支持して来たところであります。このため

の米國の努力に対し沖繩返還が具体的にいかなる影響を及ぼし
るか、影響ある場合にいかなる幾多の選択がありうるかは、現在
の時点では判定しうるわけには行かないので、これを將來の万一
の場合の協議にゆだねたのであります。ここにいう「協議」と
は、安保条約に基づく「事前協議」でないことは勿論であります。
以上の各地域についての意見交換を通じて、いうまでもないこ
とながら、日本側としてはいわゆる「事前協議」に関する許諾の予
約一を如何なる意味でも全く行なっていないという当然のこと兼
急のためつけ加えさせていたできます。

三 一 安保条約堅持の意圖表明（第五項）

この項で両首脳は、わが国はじめ極東の平和と安全の維持に大きく貢献している安保条約の堅持を、相互に表明し合つたのであります。これはもとより兩國それぞれの条約の廢棄權を制限して条約の有効期間を固定するがととき決的合意でないことは多言を要しません。また兩國政府が今後とも通常の外交経路や安全保障協議委員会等を通じて従来から行なつてきた意思の疎通のための、緊密な相互の接触を続けて行くことに一致しましたが、これは今までと同様、流動的な國際情勢の下にわが国の安全の確保に万全を期するためであります。

六 (神皇正統の時期—第六項)

この共同声明の二つの大きな柱ともいふべきこの項では、両首
脳は神皇正統の方針として、神皇の返還を一九七二年中に実現す
ることとし、そのための具体的政策を、すなわち、返還後定額給
のための交渉を直ちに開始することと合意した旨明らかになされて
います。なかむが国に於いては、返還後定額の維持は国会の承認を
要しますので、その旨を明かしてあります。これに照準して、
わが国と異なす米側は協定につき上院の承認を求めるか否かが未
定のため、「立法府の必要な支持をえて」との表現となりました
が、わが国に於いては国会の承認を意味することははつきりして
います。いずれにせよ米國政府の最終責任者たる大統領が、総理
大臣との会談の場において具体的な返還時期を明示した以上、米
側の一方当事者としての方針が定まることはありえませんが、なかむ
が国に入ってきた、後継^{スウイッチ}をなくして、神皇正統の旨に安心し

て日本に帰つて行くことを考へれば、この強硬の準備期間中は必要
であり、この点を考慮すれば、七二年中の返還は、実質的には同
時返還と同じであります。

なお本項での文書は、お見付のことと思ひますが、昭和四十
二年の佐藤・ジョンソン共同声明のうちの小笠原返還に關する合意
の部分と全く同じ表現が使われてゐることに御注意願ひます。

同じく強硬なことば、返還後が我が國の領土に戻つた地域の防衛
防衛責任が日本に帰すること、政府は防衛のベースで然るにこ
れを實現して行く考へであります。現在のよりな極東情勢の下に
おいて、沖縄における米軍基地が重要な役割を果してゐることば
申すまでもなく、今後とも防衛をその強固を有するに懸念すること
はわが國の安全にどうして影響を及ぼすものであります。しかし、これ
らの基礎は従後には、本土と同様に、すべて関係条約に基づく防
衛区域として施設建設に對し日本國の合意によつて使用を許さな

るのであります。従つて既存の差違がそのまま既得権として
 存続するのでないことは自明の理であります。なほ、以上に本
 論が、憲法の憲法といふが如き、一語の主眼は、政府としては
 くみし得ないところでありませう。

七 (沖繩返還の懸念(第七項))

この項をまた共同声明の中核的部分の一つであり、沖縄の本土
並み返還につき両首脳の見解が一致したことを明らかにしたものと
であります。これによつて現行安保条約及び関連取決め~~は~~は
そのままなんの特例取決めなしに沖縄に適用されるという、おが
島の志本立憲を海軍が受入れたことがはつきりしました。かく
して返還後の沖縄に専断協賛制が全面的に適用されますので、い
わゆる「自由使用」「自由航行」などは全くなくなります。こと
にいう「関連取決め」とは安保条約とともに国会の承認をえてい
る条約第六条の実施に関する交換公文、^{すなわち}専断協賛の取決めと
か、吉田・アチソン交換公文等に關する交換公文、相互防衛協
議に關する交換公文及び地位協定をさすのであります。これに
關して、総理は東京新聞の安全は日本の重大な關心事であると
の日本政府の認識を明らかにした上、かかる認識に照らせば、本

土並みの證據による神懸の返還は、米國が極東神懸の歸還のため
に負つてゐる國際義務の効果的遂行の妨げとなるよきなものでは
ない旨の見解を表明し、大統領が同意見の旨述べてあります。こ
のことは當然ながら種々の具體的事實につき學斷歸還の意の許諾
をあらかじめ予約したり保證したことでないといはれません。このこ
とは、米側も十分了解してゐるところであります。

なか、地位協定の適用により、神懸の米軍は本土と全く同様の
立場にかはれることとあります。従つて神懸の基地問題及びいれ
ゆる「人権問題」ははじめから本土と同じ立場に立つて処理される
こととなり、神懸隊員の權利が十二分に守られることとあります。
下また、基地の敷地兼合についても、地位協定により本土同様に
合理的に処理しうることとあります。

以上を通じて、神懸の返還は本土並であり、神懸は本土と差別
されないことが明らかであります。

八 (核問題―第八項)

この項も共同声明の注の一つであつて、総理がわが国の非核三原則に基づく政策を断しく述べ、大統領がこの日本政府の政策に反することないよう沖縄の返還を固る意図であることを確約し、この結果、沖縄の核抜き返還が明らかになされたものであります。すなわち、米國政府の最高責任者である大統領の「確約」であるからには、返還時における核兵器の撤去についてこれ以上の明確な保証はないのであります。従つて返還後の沖縄にひそかに核兵器を存置しておくという、いわゆる「核隠し」などは到底問題となりえないことは、私から率直に申し上げるまでもありません。なお、事前協議制度のもとでは、核兵器の日本（本土及び返還後の沖縄）への導入は法的に禁止されるというのではなく、ただ日本政府は現在その政策たる非核三原則により、これを断るといふ方針をとつています。従つて事前協議の対象となるべき性質の

問題であることは疑らず、米國政府の立場としてこれを確認した
のが、「事前協議制度に關するその立場を害することなく」との
表現であつて、これによつてわが方が「有事持込み」を認むると
いう保證を与えたものでないことは論をまたないところでありま
す。

九 (財政経済問題一第九項)

この項は、沖縄の返還に伴い現地米國資産の対日移転、通貨の
交換、現地米國企業の事業活動の取扱等に関するものであります。
その詳細はまだ明らかではありませんが、返還協定交渉の一環と
して日米間で具体的に話し合われることとなる旨を述べています。
なお、私としては、現在沖縄で正當に従事している米國の企業等
についても、復帰に際し衡平に取扱うことが必要であると考へま
す。

一〇 (復讐準備―第一〇項)

戦後四半世紀にわたつて法律、政治、経済、社会等あらゆる分野で日本本土と異なつた諸制度のもとにおかれた沖縄の復帰に當つて、県民の生活に無用の摩擦と混乱を起さないことは最も大切であります。このためすでに政府は格差是正を含む一体化政策によつて多くの指針をとつてきましたが、いよいよ復讐が実現するこの段階においては、一層周到、かつ、十分にその準備を進め、万全を期すとともに、沖縄県民の民生福祉の一層の増進につとむべきであることは当然であります。他方、復讐実現の日までには本國は依然として沖縄の施政の責任を負つているのであります。このため両首脳は復讐準備に當つて、日本両國が緊密に協働し協力することと一致し、東京の既存の日本領土委員会がその全般的責任を負うとともに、現地において新に準備委員会を設けることに意見が一致しました。この委員会は従来の日本琉球問題委員会と

異なり、日本政府の懸念での最高級代表者たる大使級の代表及び高等弁務官をもつて構成され、かつ、全く平等に協議、調整することとなりまうが、神羅爆発の意思が十分に反映されるため、琉球政府行政主席が顧問として参加する道が開けております。政府はこの委員会がなるべく早く発足して活動できるよう、その組織等の具体的な事項を含め、必要は国内及び外交上の手続をとるつもりであります。準備作業は神羅爆発の再発、その防止、地方行政の整備、善治、人権問題解決を可能にする地位協定の適用、法律、経済、財政のその他あらゆる問題の解決との統一化等々互にわなつての準備を含みます。政府は、この間接交渉者たる参國と十分に意思を融通しつつ、政府の懸念の解決が琉球政府、その他神羅爆発問題と協力して、協定のいふ「豊かな神羅爆発より」の基礎として行けるようにする所存であります。

なお国政参加については、すでに昨年日米間で原則的合意に達

して多く、その採用期間に際し普及されでありませんが、従来
その大體は専ら進んで、一月も早く採用されるべきことは
さもなくば、私として、このため採用期間が短かくなると
とを希望してあります。

「丁」(海軍返還の補償一級一丁)

(特別説明を要せず。)

一二 (経済一第一二項)

この項では、日米間の大きな問題となつてゐる貿易の自由化と
織物の対米輸出についての両首腦の考え方が配されてゐます。こ
れをその背景を舍めて、少しく詳細に申し上げますと次のよう
になります。

一 日米貿易は、昨年は海洋をはさんだ二國間貿易としては史上
最大の七〇億ドルに達し、資本と技術の交流も増大してゐるが、
このよりの日米経済關係の成長と緊密化が留意された。

二 また、米國と日本は國民總生産において自由世界の一位と二
位を占めてゐることに象徴されるように、兩國は世界經濟にお
いて重要な地位を占めており、このことから國際貿易通貨體制
の強化に関する双方の責任が確固された。(わが國としても、
經濟大國の責任を果さねばならない。)

三 米國のインフレ抑制の決意が再確認された。この点は國際貿

通貨兌換の自由化との関連において強調されていることが注目される。

④ 米国の自由貿易堅持の姿勢が再確認されたことは喜ばしい。このことばかりもなおさず、米国のいう広大な市場の確保を意味するが、その意義はこれにとどまらない。すなわち、戦後の自由、かつ、開放された国際経済体制を創設し、この体制を維持、強化して行く上で常に原動力となつてきた米国の自由貿易政策を今後とも維持することを明らかにしたことは、世界経済の発展にとつても、わが国経済の拡大にとつてもきわめて重要なことである。

⑤ わが国は従来から貿易及び資本の自由化を推進してきているが、国際社会の一員としての責任を果すとの観点からも、今後ともこの勢力を続けて行くとの決意が表明された。貿易の自由化については、去る十月の関係閣僚協議会の決定が再確認され

た。

内 繼續問題は本年五月のストックホルム商務長官の来日以来、日米間
において大きな問題となつていたが、目下ジュネーヴで行なわ
れている日米予備会合が兩國間の理解増進に寄与し、日米経済
関係における困難な問題の解決への端緒がつかまれることへの
期待が表明された。

二五 (援助問題—第一三項)

この項で、両首脳は、開發途上國の經濟開發は、先進國と開發途上國との共同の努力により進められるべきものであつて、いわゆる南北問題の解決には國際平和と安定はありえない。日米兩國ともこのういふ共通の認識に立つて、開發援助に取り組もうといふことでも、まず意見が一致しました。

さらにアジアに対して、わが國經濟の成長に応じ、經濟援助の量を増大し、その内容を改善して行く意向であることは政府としてすでに繰返し述べているところでありますが、総理はこのういふわが國の意向を大統領に対してあらためて表明したわけでもあります。

他方、大統領は、米國としてもこれまでアジアに対しては積極的に援助を行なつてきたが、今後これを続けて行く考えであることを確認し、今後とも兩國がアジアの經濟開發をできるだけ助けて行くことになりました。

一四 一 宇宙協力一第一四項一

総理は目下行なわれているアポロ十二号の壮舉につきお祝いと成功への期待を述べるとともに、科学の新しい分野であると同時に国際協力の重要な新分野となりつつある平和目的のための宇宙開発について、国際協力の推進は世界平和の推進につながるものであるとの共通の認識に基づき、大統領と意見の一致をみたのであります。

日米宇宙協力協定は、直接的にはわが国の宇宙開発計画の実施を容易にすることを目的にしますが、これにとどまらず、このよ
うな積極的な面における日米間の協力が行なわれることにより、
日米友好関係を一層増進することに意義があります。

一五 (軍備—第一五項)

「軍備管理」とは、軍備の質、量、開発、展開、行使などを含む軍備政策になんらかの規制を行なうことであり、核実験の停止とか核兵器の海底設置禁止がこの中に入り、「軍拡競争の抑制」とは軍拡のスピードを相互に落とそうというもので、米ソのヘルシンキ交渉はこれに入ります。おが国としても、この交渉の成功を強く望んでいます。単なる軍備制限では満足できず、全面完全軍縮を目標として、効果的な軍縮措置（たとえば化学細菌兵器の禁止、核兵器の制限）を進めることに強い関心を持つている旨、総理が述べたのであります。

一六 (結語)

今回の首脳会議において、兩國首脳は兩國間の友好と信頼の基礎の上にたつて、率直にその信ずるところを披瀝し合い、十分に協働をつくして双方にとり満足しうる成果を生み出しました。

私は、総理を補佐して交渉の任にあつて来たものとして、今回の成果は、現在の国際情勢の下でのぞみうる最大かつ最善のものであると確信しております。

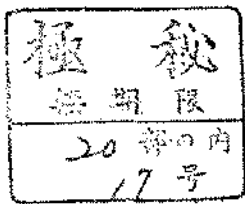
沖縄の施政権返還は、戦争の結果として西国内に残されていた最後の問題を解決したものであります。しかしながら今回の会議の成果は、それにとどまりません。沖縄問題の解決は新しい日米関係をもたらし、日米兩國が、今後、国際場裡において相協力し積極的な役割りを果して行くための大きな基盤をきすいたのであります。

日米兩國は、今や、七〇年代に向つて、単に兩國間の問題に対

越するのみならず、広く、アジア太平洋、ひいては、世界に、国際協調と発展をもたらすために積極的に貢献すべき立場にたつたのであります。私はわれわれ日本国民としても、この新時代に応ずるべき広い視野にたつて、わが国の進路を切り拓いて行く決意を固く述べまものと信じます。

今回の共同声明は、かかる日米新時代の到来を劃する歴史的文書として、その意義を高く評価すべきであります。

總理の記者会見録



佐藤総理大臣のホテル・ワシントンにおける
記者会見冒頭発言
昭和四四、一一、二二

(沖繩返還の意義)

只今終りました三日間にわたるニクソン大統領との会談を通じて、沖繩が一九七二年中にわが国に返還されることに基本的な合意をみたことをまず国民の皆様には御報告いたします。

沖繩の祖国復帰は、サン・フランシスコ平和会議以来のわが国政府、国民をあげての努力が結実したものであり、感慨無量であります。これも一重に沖繩県民の皆様をはじめとする全国民の強い御支援の賜物と深く感謝いたします。

また、私は、日本国民の多年の宿願にこたえて、沖繩を日本に返還するとの歴史的決断をされたニクソン大統領並びに米国民民に対し、衷心から敬意と感謝の意を表したいと思ひます。

戦争で失つた領土を話し合いを通じて回復することは、世界史上

たぐは稀なことであります。これを可能にしたものは、日米両国間の強い友好信頼関係であります。また、その背景には自由を守り、平和に徹する日本国民に対する友邦米国の理解と適切な評価があつたと信じます。

私は、これにより日米友好関係はかつてないほどの磐石の基礎におかれ、一九七〇年代及びその以後永きにわたりアジア、太平洋地域をはじめ全世界にわたつて、友好と信頼を基調として相協力することとなると確信します。

二 (合意の内容)

今回、私とニクソン大統領の間で合意した沖縄返還の大綱は、一九七二年中に沖縄が、核兵器の全く存在しない形でわが国に返還され、返還後の沖縄には、日米安保条約及びその関連取極が、そのまま本土におけると全く同様に適用され、事前協議についても、なんら特別の例外を設けないということであります。これは

まさに政府の対米交渉の原則がすべて貫かれたことを意味します。核兵器についてのコミュニケの表現は、これら兵器の撤去を意味しております。また一九七二年中の返還は、復帰によつて沖縄県民の生活に混乱を起さないよう、施政権の移転が円滑に実現する最少限の準備期間を確保するとの考慮に出たもので、実質的には「即時返還」と同じであります。なお返還に当つてなんら特別の条件はついていないこともはつきりしております。

なお、返還後沖縄の米軍基地は安保条約による施設・区域となり、米軍の兵員は地位協定により本土におけると全く同様の立場におかれます。而してこれら基地の極東における戦争防止機能が引続き有効に維持されることが、わが国の国益にとつてきわめて重要なことは申すまでもありません。私とニクソン大統領は、この機会に日米安保条約の堅持の意図を相互に明らかにしましたが、同条約の運用に当つて、極東の平和と安全なくしては、わが国の

安全も十全を期しえないとの認識に立つことが必要であります。

特に韓国に対する武力攻撃が万一発生すれば、これはわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであり、事前協議が行なわれる場合には、このような認識の下に政府の態度を決定することが、わが国の国益に合致する所以であると考えます。また、台湾地域に対する武力攻撃発生という事態は、わが国を含む極東の平和と安全を脅かすこととなるので、わが国としてはこのことを十分認識しておく必要があります。幸いにしてかかる事態は予見されないのであります。

三 (復帰準備)

いよいよこれから米国政府との間に施政権返還協定締結のための交渉に入るとともに、本土と沖縄の双方において沖縄の本土復帰のための準備に着手するわけです。私は、これらを通じて沖縄県民の民意が十分反映されなくてはならず、そのためには、

すでに米國との間に合意ずみの国政参加を早急に実現することが必要と考えております。また施政権返還前における復帰準備については、米國政府との十分な協力が必要であり、今回、復帰準備に関する日米協力のための機構の新設・整備につき意見の一致をみたのもこの見地にたつたものであります。

復帰準備は、將來の沖縄県造りの第一歩であります。私は、沖縄県民の民生福祉の向上、沖縄經濟の振興を期して、「豊かな沖縄県」を造ることを目標に、政府を挙げて努力する決意であります。このために沖縄県民はもとより、本土國民各位の御協力をお願いする次第であります。